

## 市川砥堀工区河道計画検討委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 市川水系河川整備計画（平成22年3月10日策定）に計画的に整備する区間として位置づけている砥堀工区（以下、「当該工区」という。）の河道計画を検討するため、兵庫県中播磨県民センター長は、「市川砥堀工区河道計画検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、砥堀工区の河道計画検討にあたり、県民センター長に意見を述べることを目的とする。

### (検討事項)

第3条 委員会において以下の事項を検討する。

- (1) 当該工区の河道計画に関すること。
- (2) その他関連事項に関すること。

### (委員会)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員により組織する。

- 2 委員は県民センター長が委嘱する。

### (委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、あらかじめ県民センター長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員を代表し、委員会の会務を総括する。
- 4 委員長不在の時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 議長は委員長が務める。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員（県・市等の職員である者を除く。次条において同じ。）及び委員長が必要と認めた委員以外の者が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第3項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し、代理人名義で委員本人と同額の謝金を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成28年8月8日から施行する。

## 市川砥堀工区河道計画検討委員会 委員名簿

| 区分               | 氏名     | 役職等                     | 備考  |
|------------------|--------|-------------------------|-----|
| 学識経験者<br>(河川工学)  | 藤田 一郎  | 神戸大学大学院工学研究科<br>教授      | 委員長 |
| 学識経験者<br>(農業水利)  | 田中丸 治哉 | 神戸大学大学院農学研究科<br>教授      | 委員  |
| 学識経験者<br>(環境)    | 三橋 弘宗  | 兵庫県立大学<br>自然・環境科学研究所 講師 | 委員  |
| 学識経験者<br>(歴史・文化) | 村田 和宏  | 姫路市立城郭研究室長              | 委員  |
| 地元関係者<br>(水利)    | 中尾 視門  | 飾磨井堰水利組合長               | 委員  |
| 地元関係者<br>(水利)    | 井上 哲夫  | 花田井郷中代表                 | 委員  |
| 地元関係者<br>(流域住民)  | 高橋 齊   | 水上地区連合自治会長              | 委員  |
| 地元関係者<br>(流域住民)  | 金澤 博美  | 砥堀地区連合自治会長              | 委員  |
| 地元関係者<br>(流域住民)  | 岸本 英夫  | 花田地区連合自治会長              | 委員  |
| 行政(県)            | 合田 仁   | 県土整備部土木局<br>河川整備課長      | 委員  |
| 行政(市)            | 井上 博晶  | 姫路市下水道局長                | 委員  |
| 行政(県)            | 寺谷 毅   | 中播磨県民センター<br>姫路土木事務所長   | 委員  |

(順不同・敬称略)